

制定 2011年10月7日

改定 2024年12月8日

中部学生ヨット連盟

大学所有レスキュー艇使用に関する申し合わせ

1. 燃料費について

借用した大学所有レスキュー艇の燃料費は、大会期間中も借用大学が補充することとし、燃料費は、現金で支払うものとする。支払う金額は、次のとおりとする。

使用ポジション	1日の金額	2日間使用
シグナル・フィニッシュ	10L×単価	15L×単価
上側マーク	15L×単価	20L×単価
下側マーク	10L×単価	15L×単価
プロテスト、レスキューほか※	20L×単価	30L×単価

単価は、ENEOS ジェイクエストオレンジロード蒲郡店の税込み単価を基準とする。

※実際の使用状況に応じて使用量を変更する。

2. ハーバー使用料について

大会期間中の水代については、大会で支払う。これら費用を補充するのは、大会前日と大会終了日に使用した金額とし、これ以前以後に使用した分については、各大学負担とする。

上下に対しては、学連役員が中心となり、レスキューを提供しない大学も含め、大会参加大学全員が協力することとする。

3. チャーター料について

レスキューについては、損料も発生することから、1日5,000円のチャーター料を支払う。但し、中部学生ヨット個人選手権大会と秋季中部学生ヨット選手権大会については、1日10,000円とする。なお、悪天候などで使用できなかった場合は、使用できなかった日数の半額を支払うこととする。

4. 故障について

大会期間中に故障した場合、大会側に明らかな原因がある場合は、大会側で修理料金の支払を行う。大会側での原因とは、乱暴な使用をした（急発進・急停止を繰り返した）場合や接触を起こした場合などとし、自然劣化や整備不良については保証しない。

5. 全日本の大会について

チャーター料金について1日15,000円とする。これは、全日本大会は自分たちの大会と異なるところであるためであることからとする。ただし予算が少ない場合は、別途調整を行う。

他団体からの要請についても、15,000円とする。

6. 大学所有以外のチャーター艇を借用する場合について(参考事項)

チャーター料金については都度協議するが、基本は過去からの料金を踏襲する。

県連ボート 県連設定価格

他団体所有ボート 県連設定価格と同等の金額を上限とする。

モータークルーザー／セーリングクルーザー 20,000円／日を上限とする。

大会収入が減り上記内容ができなくなった場合は、この申し合わせ事項を再度協議する。

改定履歴

2018年改訂

この申し合わせ事項を作成した当時は、学生人数が激減し大会へのエントリー数が減ったため、大会費用が赤字となりこの対策で取り決めた経緯がある。昨今、エントリー数が増加するとともに、様々な施策により大会経費が黒字となってきたため見直しを実施する。

2024年改訂

大会の効率的な運用を加味し、燃料使用料の清算方法を変更

予選大会への運営艇提供を行いやすいようにするため、予選大会の借用料を変更

他団体からの借用料の考え方を変更

以上